

行政改革推進審議会 会議概要

第1回会議	
開催日時	平成27年7月6日(月) 18時30分 ~ 20時25分
開催場所	山陽小野田市役所 3階 大会議室
出席委員	8名(欠席1名)
出席職員	総合政策部長、総合政策部次長兼企画課長、企画課主査、行革推進係長、行革推進係主事
協議概要	<p>1 開会</p> <p>2 配布資料の確認</p> <p>3 部長あいさつ</p> <p>4 会長代理の選任 規則に従い、中務副会長を会長代理に選任した。</p> <p>5 審議事項 始めに、事務局から、平成25年度に行った行政改革大綱の見直しと新たなアクションプランの策定の取組について、行政改革大綱改訂版及び新アクションプランの計画期間について、審議会の開催目的について、アクションプランの各項目の平成26年度の取組状況について説明し、それに対する委員からの質問・意見に事務局が説明を行う形式で進行した。</p> <p><u>各項目についての主な質疑</u></p> <p>○行政評価の公表 (委員からの意見) 民間企業ではマネジメントレビュー会議として工場や会社の評価を行うものがあるが、この行政評価はいつ、誰が、どのようなタイミングで行うのか。 (事務局から説明) 年度終了後に、一次評価を課内で、二次評価を部内の部長及び他課の課長で行っている。</p> <p>○提案型公共サービス民営化の実施 (委員からの意見) 検討結果について、今後の方向付けは行われているのか。 (事務局から説明)</p>

保育園の5園については、平成26年度から民営化も含めた再編の検討を行い、現在も協議を進めている。方向性については、統廃合も含めた再編について検討しており、合併特例債の活用を考慮している。

斎場については、市単独での建て替えという方向性が決定している。

#### ○公共施設における指定管理者制度の適切な管理・運営

(委員からの意見)

指定管理者制度を導入したことによる利点があれば、具体的に教えてほしい。

(事務局から説明)

指定管理制度を導入している施設については、その効果について担当課、企画課で検証している。その結果、いずれの施設でも、民間のノウハウにより住民サービスの向上や来場者増加が実現した施設や、市が求めている水準のサービスが問題なく提供されている施設など、指定管理者制度の目的を達成し、一定の評価を得ている。

(委員からの意見)

指定管理者を募集する際の仕様書について、作成の段階で市民・行政が必要としている内容をしっかり盛り込んでほしい。また、市外の業者も競争させて選定する、ということも必要ではないか。

(事務局から説明)

仕様書は担当課が中心となって作成するが、抜け落ちている点もあると思うので、今後更に気をつけたい。業者の選定については、専門業者に依頼することによるメリットもあるので、今後の検討課題としたい。

#### ○公共施設の統廃合・民営化も含めた再編と施設整備（改修）計画の作成

(委員からの意見)

平成26年度に公共施設白書を作成したということで、今後の計画はスムーズに進んでいくのか。

(事務局から説明)

平成26年1月に国から「公共施設等総合管理計画」の策定要請があった。これに基づき、総合管理計画については平成28年度中の策定に向けて取組を進めている。平成26年度取組については、今後の方向性を検討するにはまず現状把握が必要という認識に基づき、そのための白書を作成した。

(委員からの意見)

白書を策定したことで市民から反響はあったか。非常に良い白書ができたと思うが、PRがうまくいっていないのではないかと。市民全体が実態を知った上で、少子化等を踏まえて公共施設のあり方について考えていきたい。

(事務局から説明)

広報紙やホームページに掲載したが、反応はほとんどなかった。実態を漫画にして分かりやすく公表している自治体もあり、周知方法の工夫も検討していきたい。

(委員からの意見)

公共施設を維持管理費の面で分析をしているか。公営住宅が全体の3分の1を占めているということで、意外と多いことに驚いた。老朽化も進んでいるということなので、ぜひ分析をお願いしたい。

(事務局から説明)

維持管理費の視点からの分析はしていない。公営住宅は、住宅に困窮する者に対する社会福祉の増進という大切な役割を持っている。本市が保有する公営住宅が、他自治体と比較して非常に多いのは確かである。現在、建設部で今後の方向性について慎重に検討を進めているところである。

(委員からの意見)

公民館運営は以前地域に委託という形を取っていたが、なぜ市の直営に戻したのか。その過程で、理由についての市民への説明が不十分であったと感じている。

(事務局から説明)

当初は、地域の方に全面的に委託しようという動きであったが、近年の動きとして学校教育行政と公民館との連携拡充等により、地域の負担が大きすぎるため市の直営に変わりつつある。御指摘については、担当部署（教育委員会）に伝える。

#### ○事務事業評価及び施策評価の実施による実施事業の厳選

(委員からの意見)

事務事業評価シートの様式を全面的に見直したということだが、具体的には何が変わったのか。

(事務局から説明)

チェック項目を大幅に増やした。行政がすべき事業か、コスト効率はどうか、成果指標が達成されたか、行政の重複はなかったか等、より具体的な評価がしやすいように様式を変更している。

#### ○総合的な定員適正化計画の公表

(委員からの意見)

計画に対して職員数が減少しているようだが、理由は何か。適正人数というのは大切だと思う。職員が減ってサービスも低下したということはあるのではない。また、職員の人事異動が短期間で行われているように感じる。各職員の能力を高める人材育成プランを示すのはどうか。

(事務局から説明)

平成24年に消防業務が広域化されたこと、大量退職への対応として臨時職員及び再任用職員を採用したこと等が原因。

人材育成については、内部・外部の研修を充実させているところ。あとは組織の中で人材育成の意識を持って取り組んでいきたい。御指摘については担当課（人事課）に伝える。

#### ○職員提案制度の充実

（委員からの意見）

フォーラムを開設したようだが、これも職員提案としてカウントするか等、制度について見直したほうが良いのではないか。提案のランク付けをする等の考えはあるか。

（事務局から説明）

一定のテーマを設定して意見を募集するなど、意見が出しやすい手法も試している。職員提案制度には、職員の資質向上や問題発見能力向上という目的もあり、今後も職員が提案しやすい形を模索し、提案を引き出していく努力をしたい。

#### ○広告収入の推進

（委員からの意見）

今年度文化会館のネーミングライツに取り組んでいるが、他には候補施設があるのか。

（事務局から説明）

現時点ではない。

#### ○課税の見直し

（委員からの意見）

評価方法について平成28年までの検討となっているが、結論は出るのか。

（事務局から説明）

課税の減免については平成26年度に一部是正している。評価方式については、評価替時期を基準にして遡って作業していく。現在のところ、平成33年度を目処に取り組んでいるところであるが、業務量が膨大ということもあって、平成33年度というのは決定事項ではない。

#### ○人事評価制度の充実

（委員からの意見）

今年度から全職員に対して行っているということだが、評価項目はどのようなものがあるのか。また、その評価はどのように反映されるのか。若手職員の人事異動が頻繁に行われているため、この評価とうまく組み合わせてみてはどうか。

人事評価は、まず評価する者の教育が大事であり、職員の能力が伸びるような評価制度にしていただきたい。

（事務局から説明）

平成24年度から課長級以上の職員を対象に試行していたが、国からの通知で平成28年度から全職員に対して行うこととなり、今年度から全職員に対して試行開始している。項目としては日ごろの態度、責任性、協調性、知識、理解力等で、これに対して点数を付ける。業務における目標設定や、人材育成の目標設定項目もある。一次評価で係長、二次評価で課長級がチェックし、最後は部長が調整する。評価の基準が大変難しく、まだ完璧な制度ではないため、試行錯誤しながら、場合によっては専門のコーディネータを招いたりして勉強しているところである。

職員に対しては、自己申告制度というものもあり、希望を申告する制度は備えているし、人事ヒアリングで部内の声を反映させる仕組みもある。

人事評価をどのように反映させていくのかということとははっきり決まっていない。

(委員からの意見)

評価内容は本人にフィードバックされるのか。期末面談はあるようだが、本人の意欲向上につながる仕組みにすることが必要。民間企業では本人に評価結果を伝えた後に人事課に提出するという流れがほとんどである。上司として、部下を評価する責任は非常に重い。

○入札・契約を一元的に所掌する部署の設置

(委員からの意見)

法令関係に長けた部署できちんと目を通していいのか。契約は重要な事務なので、市が不利を被ることがないような契約書にすることができるかどうか重要である。

(事務局から説明)

契約に関しては、工事、リース、修繕が主になる。国の補助金があるのか、県の補助金があるのか、それとも市単独で契約するのか、ということもあり、内容が多岐に渡るため一元化は難しいが、基本的には財政課合議も行っており、また、大きな契約については市長決裁を徹底している。その他、条例、規則、賠償問題等については必ず総務課法制係が目を通すようにしている。

## 7 その他

(委員からの意見)

今回の審議会の内容はどのように反映させるのか。

(事務局から説明)

行政改革大綱改訂版及び新しいアクションプランは、既に策定・公表をしたところであり、その内容については、毎年度検証し、その内容を審議会に報告、さらに意見を求めることとしている。本日いただいた御意見については、担当部署にも伝えて、今後の取組推進のために役立て

ていきたい。また、会議録はホームページを通じて公表する。  
今年度の審議会についてはこれで終了となる。  
貴重な御意見を多数いただき、感謝を申し上げます。